平成２２年（フ）第６５号
千葉県野田市宮崎26番地の13
債務者　渡辺　　聡
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６９号
千葉県野田市尾崎747番地の４　ルーセントハイツ川間202号
債務者　久保　智子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７６号
千葉県流山市南流山７丁目28番地の５第２イガヤマンション201
債務者　具足　里美（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８０号
千葉県柏市花野井717番地の44
債務者　金谷　寛之
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８１号
千葉県流山市平和台４丁目36番地の１
債務者　笹原　仁徳
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８５号
千葉県松戸市六高台５丁目34番地の９
債務者　佐藤　春江
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１４号
山口県宇部市大字西岐波1149番地９
債務者　重長　弘恵
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１５号
山口県宇部市西平原２丁目11番22号　宮内コーポ203号室、前住所山口県宇部市大字船木4551番地
債務者　小田原和成
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第７０号
福岡県大川市大字小保614番地10
債務者　古賀　伸一
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第６１１号
大分市原新町11番３号　シャトーヒロ102
債務者　田中　憲照
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５２号
大分市三川下３丁目１番５号　さくらハイツ107
債務者　三浦　直美
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２６号
仙台市泉区鶴が丘３丁目22番地の35
債務者　峯田　治美
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７２号
仙台市太白区鈎取３丁目４番11号
債務者　佐藤いずみ
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
仙台市青葉区国見５丁目14番７号
債務者　佐藤　浩太
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
仙台市泉区実沢字中山北18―174　１Ｂ－４Ｌ、住民票上の住所仙台市太白区人来田１丁目25番20号
債務者　嶋貫まき子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
宮城県黒川郡富谷町鷹乃杜１丁目15番７号
債務者　小畑　春野
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
仙台市若林区今泉２丁目20番15号
債務者　小林　聡子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
宮城県宮城郡七ヶ浜町境山２丁目12番23号
債務者　門間　正宏
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係